

湖西市監査委員公告

地方自治法第199条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同項の規定により公表します。

令和5年8月15日

湖西市監査委員 土屋 隆 裕
湖西市監査委員 楠 浩 幸

令和5年度財務監査（前期監査）の結果に関する報告

第1 準拠した基準

この監査は、湖西市監査基準に準拠して実施しました。

第2 監査の種類

この監査は、湖西市監査基準第4条第4項の定期監査として行った同条第1項第3号の財務監査です。

第3 監査の対象

この監査は、別表第1に掲げる部課等の令和4年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査の対象とし、その重点事項を次に掲げるものとなりました。

- (1) 修繕、委託又は工事の実施に係る事務
- (2) 管理用備品（公営企業会計にあつては固定資産。以下「備品等」）の購入に係る事務
- (3) 補助金又は交付金の交付事務
- (4) 特定の目的のために定額の資金を運用するための基金に係る当該資金の貸付けその他の運用（以下「基金の運用」）に関する事務

第4 監査の着眼点

監査の主な着眼点は次に掲げるものとしました。

- (1) 法令に適合しているか。
- (2) 正確か。
- (3) 最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか。
- (4) 組織及び運営の合理化に努めているか。
- (5) 内部統制は有効に働いているか。（重大なミスが見過ごされていないか。）

第5 監査の主な実施内容

1 予備監査

対象部課等に資料の提出を依頼し、提出された資料を通覧して異常事項や例外事項の有無を確認しました。

2 監査委員監査

修繕、委託若しくは工事の実施に係る事務、備品等の購入に係る事務又は補助金若しくは交付金の交付事務で重要性判断基準及び予備監査により選定した契約又は支出負担行為に係る関係書類及び基金の運用に関する事務に係る関係書類を確認しました。

第6 監査の実施場所及び日程

監査は、別表第2に掲げる場所及び日程により実施しました。

第7 監査の結果及び意見

1 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査したところ、おおむね法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められたが、別表第3に掲げる改善すべき点があったので適切な措置を講じられたい。

2 意見

地方自治法第199条第10項の規定により本報告に添えて、次のとおり意見を提出する。

○随意契約に関する意見

地方公共団体における発注は、「一般競争入札」が原則である。随意契約は、例外であり、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号に該当しなければならない。

緊急とは思えない修繕や委託でありながら、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用して、特定の1者を相手とする特命随意契約や複数者からの競

争見積り方式の事例が見受けられた。災害等の緊急時以外に適用することがないよう、適正な事務処理をされたい。

特命随意契約では、一部の起案において、特命理由が適正であるか疑問に思える事例が見受けられた。特命随意契約には明確な理由が必要である。前例にとらわれることなく、内容をその都度精査するとともに、適用の可否についての的確な判断を行い、公平性、透明性の確保に努められたい。

別表第1（第3関係）

総務部	総務課、税務課
企画部	企画政策課、DX推進課、資産経営課
環境部	下水道課、水道課
健康福祉部	高齢者福祉課（一般会計は対象外）
市民安全部	危機管理課、保険年金課
産業部	文化観光課
都市整備部	建築住宅課
教育委員会事務局	教育総務課、学校教育課、幼児教育課、スポーツ・生涯学習課、図書館
議会事務局	
消防本部	消防総務課、予防課
市立湖西病院	

別表第2（第6関係）

内容		実施場所	実施日
実施通知			令和5年4月28日
予備監査		監査委員事務局	令和5年6月1日から 6月9日まで
監査委員 監査	閲覧	監査委員事務局、 浄化センター及び 市立湖西病院	令和5年6月12日から 7月5日まで
	実査及び質問 【未実施】		令和5年7月6日から (予定日) 13日まで
講評及び弁明、意見等の聴取		監査委員事務局	令和5年7月13日、 24日及び26日
監査の結果に関する報告決定		監査委員事務局	令和5年8月10日

別表第3（第7関係）

対象課	監査結果
下水道課	<p>地方公営企業法施行令第21条の14第1項による特命随意契約としていたが、特命理由が判然としない契約があった。透明性の確保と説明責任を果たせる適正な契約事務の執行をされたい。</p>
市立湖西病院	<p>契約における支払期間が「請求書を受理した月の翌々月末までに支払うものとする。」となっている契約があった。「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律第6条」により契約における支払期限は、「支払請求を受けた日から工事代金は40日（その他は30日）以内としなければならない」となっているため、適正な事務処理をされたい。</p>
資産経営課	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項により随意契約としていたが、理由が判然としない契約があった。透明性の確保と説明責任を果たせる適正な契約事務の執行をされたい。</p>
文化観光課	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項により随意契約としていたが、理由が判然としない契約があった。透明性の確保と説明責任を果たせる適正な契約事務の執行をされたい。</p>
スポーツ・生涯学習課	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項により随意契約としていたが、理由が判然としない契約があった。透明性の確保と説明責任を果たせる適正な契約事務の執行をされたい。</p>
総括	<p>契約事務については、経済性、競争性の観点から一層のコスト意識を持つとともに、常に内容の検討を行い、法令に基づく公平さ、透明性の確保による適正な契約事務の執行をされたい。</p>